大和市地区計画等の案の作成手続きに関する条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第16条 第2項の規定に基づき、地区計画等の案の作成手続について必要な事項を定めるものとす る。

【趣旨】

本条例は、都市計画に定める地区計画等の案の作成について、具体的な手続きを定めたものである。

【解説】

「地区計画等」とは、都市計画法第12条の4にある「地区計画」、「防災街区整備地区計画」 「沿道地区計画」、「集落地区計画」を指している。

地区計画等は、地区レベルでのまちづくりの計画であり、良好な生活環境を整備し、保全するために、建築物の用途や建築形態、公園や道路等の公共施設等の配置について、それぞれの地区の特性に応じて細かく定めることができる制度であることから、他の都市計画の手続きと異なり、都市計画法第16条第2項の規定により、その案に係る区域内の土地の所有者等の意見を求めて作成するものとされており、本条例にて具体的な手続きを定めている。

(地区計画等の原案の縦覧)

- 第2条 市長は、地区計画等の案を作成しようとする場合においては、あらかじめ、次の各号 に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の案の内容となるべき事項(以下「地区計画等の原案」という。)を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
 - (1) 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域
 - (2) 縦覧場所
 - (3) 縦覧期間

【趣旨】

地区計画等の案の内容となるべき事項の提示方法を定めている。

【解説】

<第1号関係>

「種類」とは、都市計画の種類であり、「地区計画」、「防災街区整備地区計画」、「沿道地区計画」、「集落地区計画」を指している。

<第2号関係>

縦覧場所については、原則として市庁舎内にて行うものである。

<第3号関係>

縦覧期間は、公告の日の翌日から起算して14日間である。

(説明会の開催等)

第3条 市長は、前条に定めるもののほか、地区計画等の原案の提示について必要があると認めるときは、説明会の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

地区計画等の原案の提示については、縦覧による方法のほか、必要に応じて説明会等を行う ことを定めている。

【解説】

地区計画等は、地区レベルでのまちづくりの計画であることから、案の作成にあたってはその案に係る区域内の土地の所有者等の意見を求めるとともに、地区計画の内容に対する理解を 深めるため、必要に応じて説明会等を行うこととしている。

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

第4条 法第16条第2項に規定する者は、第2条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとする場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、意見書を市長に提出しなければならない。

【趣旨】

地区計画等の原案に対する意見の提出方法を定めたものである。

【解説】

意見書が提出できるのは、都市計画法第16条第2項の規定により、その案に係る区域内の 土地の所有者等で、意見書が提出できる期間は、縦覧期間中と縦覧期間終了後の1週間である。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条例の施行に関して別に定めたものは特にない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

本条例は、公布の日である昭和62年12月26日から施行されている。